

低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料(令和7年4月1日～)

1 認定申請手数料（法53I関係）

- 次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。
- ① 基本額
 - ② 建築確認申請手数料相当額・・・法54Ⅱの申出を行う場合のみ合計
 - ③ 建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事の審査を求める建築物の場合の手数料相当額
(以下、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額)・・・審査を求める場合のみ合計
- 基本額は、以下のとおり、認定申請の対象に応じて、下記【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。
- 1) 一戸建ての住宅の場合：区分「1」
 - 2) 共同住宅等の場合：区分「2」
 - 3) 非住宅建築物の場合：区分「3」
 - 4) 複合建築物の場合
 - ・住宅部分のみ：区分「2」
 - ・非住宅部分のみ：区分「3」
 - ・建築物全体：区分「2」+「3」

【表1】基本額

区 分	対 象	床面積	評価建築物 (※1)	簡易評価法建 築物 (※2)	簡易、標準併 用建築物 (※3)	左記以外
1	戸建住宅等	0㎡超 ～ 200㎡以下	6,240円	20,800円	30,170円	40,570円
		200㎡超 ～	6,240円	21,840円	33,290円	44,730円
2	共同住宅等	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,440円	38,490円	59,300円	80,110円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	23,920円	66,580円	99,870円	134,210円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	52,020円	119,640円	173,740円	227,840円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	93,630円	181,020円	253,850円	326,680円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	139,410円	321,480円	475,460円	631,520円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	212,240円	547,250円	833,360円	1,120,510円
		50,000㎡超 ～	322,520円	963,410円	1,513,780円	2,064,150円
3	非住宅建築物	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,440円	100,910円		264,260円
		300㎡超 ～ 1,000㎡以下	19,760円	129,000円		330,840円
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以下	31,210円	169,580円		427,600円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	93,630円	274,660円		609,670円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	147,730円	357,890円		750,120円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	186,230円	430,720円		887,460円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	233,040円	504,590円		1,012,300円
		50,000㎡超 ～	326,680円	653,370円		1,262,000円

- ※1 評価建築物とは、別に定める評価機関が法律第54条第1項各号に掲げる技術基準に適合すると認めた計画に係る建築物をいいます。
- ※2 簡易評価建築物とは、住宅にあつては誘導仕様基準、非住宅にあつてはモデル建物法により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。
- ※3 簡易、標準併用建築物とは、外皮又は一次エネルギーのいずれかを誘導仕様基準で行い、その他を標準計算により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。

【表2】建築確認申請手数料相当額

	床面積の合計	構造計算書添付なし		構造計算書添付あり
		壁量計算書添付あり	壁量計算書添付なし	
建築物	30㎡以下	17,000円	9,840円	19,680円
	30㎡超～100㎡以下	54,120円	32,830円	60,330円
	100㎡超～200㎡以下	62,600円	41,440円	69,650円
	200㎡超～300㎡以下	84,420円		
	300㎡超～500㎡以下		68,950円	94,090円
	500㎡超～1,000㎡以下		166,540円	
	1,000㎡超～2,000㎡以下		227,430円	
	2,000㎡超～5,000㎡以下		405,930円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下		541,350円	
	10,000㎡超～50,000㎡以下		722,320円	
	50,000㎡超		1,162,740円	
建築設備				24,630円
工作物				39,620円

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積 (※4)	手数料
200㎡以下	125,410円
200㎡超～500㎡以下	149,940円
500㎡超～1,000㎡以下	174,350円
1,000㎡超～2,000㎡以下	198,880円
2,000㎡超～10,000㎡以下	237,640円
10,000㎡超～50,000㎡以下	315,610円
50,000㎡超	579,720円

- ※4 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

2 変更認定申請手数料（法53I関係）

○ 次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。

- ① 基本額
- ② 建築確認申請手数料相当額・・・法54Ⅱの申出を行う場合のみ合計
- ③ 建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事の審査を求める建築物の場合の手数料相当額
（以下、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額）・・・審査を求める場合のみ合計

○ 基本額は、以下のとおり、認定申請の対象に応じて、下記【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。

- 1) 一戸建ての住宅の場合：区分「1」
- 2) 共同住宅等の場合：区分「2」
- 3) 非住宅建築物の場合：区分「3」
- 4) 複合建築物の場合
 - ・住宅部分のみ：区分「2」
 - ・非住宅部分のみ：区分「3」
 - ・建築物全体：区分「2」＋「3」

【表1】基本額

区 分	対 象	床面積	評価建築物 （※1）	簡易評価法建 築物 （※2）	簡易、標準併 用建築物 （※3）	左記以外
1	戸建住宅等	0㎡超 ～ 200㎡以下	6,240円	20,800円	30,170円	40,570円
		200㎡超 ～	6,240円	21,840円	33,290円	44,730円
2	共同住宅等	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,440円	38,490円	59,300円	80,110円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	23,920円	66,580円	99,870円	134,210円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	52,020円	119,640円	173,740円	227,840円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	93,630円	181,020円	253,850円	326,680円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	139,410円	321,480円	475,460円	631,520円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	212,240円	547,250円	833,360円	1,120,510円
		50,000㎡超 ～	322,520円	963,410円	1,513,780円	2,064,150円
3	非住宅建築物	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,440円	100,910円		264,260円
		300㎡超 1,000㎡以下	19,760円	129,000円		330,840円
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以下	31,210円	169,580円		427,600円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	93,630円	274,660円		609,670円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	147,730円	357,890円		750,120円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	186,230円	430,720円		887,460円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	233,040円	504,590円		1,012,300円
		50,000㎡超 ～	326,680円	653,370円		1,262,000円

【表2】建築確認申請手数料相当額

	床面積の合計	構造計算書添付なし		構造計算書添付あり
		壁量計算書添付あり	壁量計算書添付なし	
建築物	30㎡以下	17,000円	9,840円	19,680円
	30㎡超～ 100㎡以下	54,120円	32,830円	60,330円
	100㎡超～ 200㎡以下	62,600円	41,440円	69,650円
	200㎡超～ 300㎡以下	84,420円		
	300㎡超～ 500㎡以下		68,950円	94,090円
	500㎡超～ 1,000㎡以下		166,540円	
	1,000㎡超～ 2,000㎡以下		227,430円	
	2,000㎡超～ 5,000㎡以下		405,930円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下		541,350円	
	10,000㎡超～50,000㎡以下		722,320円	
	50,000㎡超		1,162,740円	
建築設備				17,130円
工作物				27,840円

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積（※4）	手数料
200㎡以下	125,410円
200㎡超～ 500㎡以下	149,940円
500㎡超～ 1,000㎡以下	174,350円
1,000㎡超～ 2,000㎡以下	198,880円
2,000㎡超～10,000㎡以下	237,640円
10,000㎡超～50,000㎡以下	315,610円
50,000㎡超	579,720円

3 軽微変更該当証明書交付手数料（規則46条の2関係）

【手数料額】上記2 表1に同じ

4 算定事例

【事例 1】

一戸建ての住宅（100㎡）の低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合（評価建築物又は簡易評価建築物（以下、評価建築物等）ではない。）

$$1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 40,570 \text{ 円}$$

【事例 2】

事務所併用住宅（住宅部分：160㎡、事務所部分50㎡）の非住宅部分のみの低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合（評価建築物等ではない。）

$$1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 264,260 \text{ 円}$$

【事例 3】

延べ面積 2,100㎡のマンションの低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合（評価建築物等ではない。）

$$1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 227,840 \text{ 円}$$

【事例 4】

総住戸数 20戸、延べ面積1,850㎡（共同住宅等部分（共用部分を含む）：1,650㎡、1 F 店舗部分：200㎡）の店舗付きマンションの低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合（評価建築物等ではない。）であって、かつ、法 5 4 II の申出を行い、基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書規定の審査を求める場合

$$1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 398,470 \text{ 円} + 227,430 \text{ 円} + 198,880 \text{ 円} = 824,780 \text{ 円}$$

（内訳）

- ① 基本額 = 134,210円 + 264,260円 = 398,470円
- ② 建築確認申請手数料相当額 = 227,430円
- ③ 基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書規定の審査手数料相当額 = 198,880 円

【事例 5】

延べ面積 6,000㎡のホテルの低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合（評価建築物等ではない。）

$$1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 750,120 \text{ 円}$$